

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 6 年度）

住 所 大阪府豊中市寺内 2 丁目 4 番 1 号

事業者名 北大阪急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 奥野 雅弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道 駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
千里中央駅 桃山台駅 緑地公園駅	すべての駅で公共交通移動円滑化基準に適合している。	

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	鉄道事業部運輸課（現業）の社員のサービス介助士資格取得を推進する。（取得については一部会社負担）	なし

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・ よびだしインターホンの設置 ・ お客様への情報提供 ・ 乗降介助	・ 2011年度より係員が他の業務についている場合等に当該駅または遠隔室（千里中央駅）の係員と通話できる設備を設けることで、遠隔で旅客の誘導が行えるようにしている。2020年6月には、全インターホンに耳マークカードを設置、2023年3月にはよびだしインターホンを更新し、筆談対応・音声によるインターホンの位置案内が可能となった。引き続き、障害者への案内方について研究を進めていく。 ・ 交通エコロジー・モビリティ財団のらくらくおでかけネットにてプラットホームと車両乗降口の段差・隙間に関する情報を掲載している。 ・ 白杖をお持ちのお客様を見かけた際は、お声がけと乗降介助を行っている。介助不要の場合も、可能な限り見守りを実施している。	毎年度継続

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページの活用	ホームページのトップ画面に「バリアフリー設備のご紹介」のページを設けて、都度更新を行っている。	計画通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
教育の実施	駅や乗務員の講習会等で、設備や機器の操作方法、接遇方法について教育を実施している。引き続き、ハード・ソフトの両面からバリアフリー対策を推進する。	計画通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスター、ディスプレイの活用	ポスターや、改札付近の旅客案内情報表示装置（液晶ディスプレイ）、車内案内表示装置(液晶ディスプレイ)で利用者に対する啓発活動を引き続き実施する。	なし

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

・AI通訳機” POCKETALK®（ポケトーク）” の導入（全駅設置済み） ・多言語ハndsスピーカー「しゃべるホン」の導入（全駅設置済み） ・卓上型会話支援スピーカー「コミュニケーション」の導入（千里中央駅駅長室設置済み）

(3) 報告書の公表方法

インターネットの活用(ホームページ)

(4) その他

特になし

住事業所
代表者名

大阪府豊中市寺内2丁目4番1号
北大阪急行電鉄株式会社
取締役社長 奥野 雅弘

I. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和7年3月31日現在）

鉄道事業者名	共用駅	鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県 市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置基数	エスカレーター設置基数	その他の昇降機設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型の設置の有無	障害者対応型改札機の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車いす利用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の設置の有無
北大阪急行		緑地公園 駅	南北 線	大阪府 豊中市	32,503 人		○	○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	2	○
北大阪急行		桃山台 駅	南北 線	大阪府 吹田市	36,050 人		○	○	1	1	3 (3) 基	2 (2) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
北大阪急行		千里中央 駅	南北 線	大阪府 豊中市	69,342 人		○	○	1	1	1 (1) 基	4 (4) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
		(合計)									3 3 駅	3 2 駅	0 駅	1 1 駅							
		3 駅				0 駅	3 駅	3 駅	4	4	6 (6) 基	8 (6) 基	0 基	1 (1) 箇所	3 駅	3 駅	3 駅	3 駅	3 駅	3 駅	3 駅

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 6 年度）

住 所 大阪府豊中市寺内 2 丁目 4 番 1 号

事業者名 北大阪急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 奥野 雅弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50％以上所有しているか、又は自社に対し 50％以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和 6 年度）

住 所 大阪府豊中市寺内 2 丁目 4 番 1 号

事業者名 北大阪急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 奥野 雅弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 停留場	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
箕面船場阪大前駅 箕面萱野駅	すべての駅で公共交通移動円滑化基準に適合している。	

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	鉄道事業部運輸課（現業）の社員のサービス介助士資格取得を推進する。（取得については一部会社負担）	—

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
・よびだしインターホンの設置 ・お客様への情報提供 ・乗降介助	・当該駅または遠隔室（千里中央駅）の係員と通話できる設備（筆談可）を設けている。 ・交通エコロジー・モビリティ財団のらくらくおでかけネットにてプラットホームと車両乗降口の段差・隙間に関する情報を掲載している。 ・白杖をお持ちのお客様を見かけた際は、お声がけと乗降介助を行っている。介助不要の場合も、可能な限り見守りを実施している。	—

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ホームページの活用	ホームページのトップ画面に「バリアフリー設備のご紹介」のページを設けて、都度更新を行っている。	—

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進 ・教育の実施	・ 駅や乗務員の講習会等で、設備や機器の操作方法、接遇方法について教育を実施している。引き続き、ハード・ソフトの両面からバリアフリー対策を推進する。	—

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスター、ディスプレイの活用	ポスターや、改札付近の旅客案内情報表示装置（液晶ディスプレイ）、車内案内表示装置(液晶ディスプレイ)で利用者に対する啓発活動を引き続き実施する。	—

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

特になし

(3) 報告書の公表方法

インターネットの活用(ホームページ)

(4) その他

特になし

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和 6 年度）

住 所 大阪府豊中市寺内 2 丁目 4 番 1 号

事業者名 北大阪急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 奥野 雅弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者が 3 万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者が 3000 人以上 3 万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50％以上所有しているか、又は自社に対し 50％以上出資している中小企業者である。	○